千訓抄

六

六冊内閣文庫

宮内省圖書寮
宮内省圖書寮藏書
宮内省圖書寮藏書
宮内省圖書寮藏書

腰うちかけて酒瓶ひきかゝへて常に是を飲て又を
ゝ[illegible]あるとき瓶をうつ入く薪をとらんとするに苦ふる
きをとゞめてうつゞいまろびとりけるに酒の香
しくれいやうとゞよあやしうてうのあるうとをうかゝ
ゆうに水流ある事を甚を酒を似うり流くをもる
よめでゝ瓶酒をうり杯くをもるくて其のち日くを
是に流くあくまで又と虎ゝ何を帝世事を問石
て靈龜こ年九月をうの雨へ行幸宵て降給ゞり
是別至孝の誠り天神地祇あくれてうの德を
あらはとく感ぜさををいてほを義孝に[illegible]

其酒の出る所は養老の滝とぞ旦い伝へ因十一
月朔日年号を養老と改められる

(十七) 白川院御時天下にて殺生禁制事

後三条院御宇延久四年十二月公家安

国土より魚鳥類絶えぬるうへの貪さ僧は都なる
毋紙ばかりあり其毋魚をけもの物紙くいざりなる
まく求めて合物とし人びとにて中日殺とふるまも
て老のちらつくよりこのかたのむしろをもとて
くり伝へ知らく見求めぞ保ぐこしかしい給り
てはやく魚とるすべもなくねんごろかつ川魚
を除く家なまぐさいて魚紙ばかりにて小

鰊を一二とりて持ちとりくり禁制の事をたてるなりぬ
宮人是紙なるあるく院御へのて来れ先子細を
問ふ殺生禁制世ふ所ぞ下ぞ世ぞ其紙
ちりぢんいんや法師乃形にて其衣をきるぐ
此犯をなる事一とれとぐのぐ所なりと僧を
合ぐ殺ぐ僧なぐぐ紙なぐぐて中殺天下に此禁制
乃殺ぐて紙ぐ和ぐぐ也此制をぐぐ法師
の身ぐて振舞ぐぐ俗ぐ也ぐる毋を殺ぐいが
ぐぐ我一人のぐぐのぐる人ぐ殺ぐけ身ぐぐて
朝夕ぐ合ぐやぐぐ我ぐ貧家ぐて財をけ

まづ公のおぼしめしに訪ひ力堪ぬ中にも魚をけまづば
物をくうぶ此一天の制よりて魚鳥乃新なる雨
身はかすぎあらうらう思ひ紙ゆとをんがくあうし仏
のをしたるをさまにいまぐ魚をる御しをしを称ぶと
をしいおもふ所のをしたる時を罪紙行ひをる業
乃間ふ付ひのぐぐぐぐと上に但此所をしろ乃魚
今に祈んをもすぐをし身はいをゆ紙ゆをぐくい思
を毋の祥へはるかを神をく今一段わぐやうなる時を
すををくをゆをくうを弟ていをたをゆをる
らんをとに思紙剛人をぐ紙流を院内にて養

老の公ぢあうをあと哀感せををひくを海ぐの
物をを馬車よにをて給いをてゆを神をうをりき
車あくば物べを中紙作合をれを
(丈)武則公相をいて法身又子ありをり右近を場はのり
うをあく射をるをて紙動面して晴をて行を
り逆乗をなくてをれば人いをを逆ぐて
ぐくいををるを向を逆を養むの文
逆んをてををれなぐしるばきいをくを仮をりめ
きべをればかのぐくを公のりぐををくを也をけ
紙い世人いみをを考をたをを世の知ぐををのり

なり聖徳太子周公の枝のたにもてぶをまいらをを
思入さうまるわ孔子弟子に曾参といひくるいまの
いうをて打もるふ迹ばてうをれしうをれば孔子の法
てあり所うされるべまの乃悪名をそそん事ゆし斉
孝なりといまうの経々るを是て理也親の修ようべ
さうや勉るまの毎ま仕うべさ道くらく孝経ふんてうう
孝経文ま廿二章と分ふてうる経乃法をい喪親章ぬ
ゐく喪礼の儀式まで治もう是ふるべ中にも
平教うい孝喪まの毎奉事師長とりて仕生のうく
きう身躰髪膚とまの毎ま受うせの始ふれば男徳

乃家高なる事まの毎ま過べうばゆきて人いよよい忠
貞の法をはくく下にい情聴乃男孔孝ーまの毎新教
うい孝行の名孔宗ーま友ういあをそつど人をうう
ちで仁義礼智信乃五常と礼さうる孔徳をすべ又
夫婦の中とい忠貞の道ま人をうう女い従男に志
をいうをべーさ孔ば賢女いそうべいまうるの白はし
をちうべまのをみあうべ孝孔までも貞女淑の月を保
ぬ長くしる模乃内う閉てする新あまをぬ四又世無
一中をと用道ま仕ま新多ーー
(九) 唐う馬元正妻尹氏男をく孤くはなをは玄戒

ぞいてまのあたりに秋うちあげし歌のあまり三年まで
物いとざるうばあがみ男あくしかく返しそうもうり
陰山が妻同じく男よりくれ秋の紅のいさあ紙を同
入ど今夕人うらんしん事をかうしやさいて自身を
ときいはなけば我ないの陰山が墓の側に埋めそ
いいろうちのまびに虞帝の后妃皇英二人うば
ら湘水の辺りに投げ石季倫妓女緑珠いそちま
ち高楼より小身を投さ

(三十) 昔夫婦相思く後うり夫軍よりそうづいて遠く行
り其妻ひさうに呉して武昌のふのとまでをくぶ

男のけうとくうれひ色をうり男子をうとをうめうの
子紙負くくこをすぐるあるふ化して石となりて長崎
人のをと負くくこをかがさいてくこをはよりて此こを紙望
まへこくくんぢを其石をと紙望夫石というくいしくい
幽明録よりてこうをあぐいて物ぐうにちらくの娘
若男のサ将乃逆よちんと契くゆをとをとと待くて
くうふ此こをう

そのうつきこを紙人を行かんてうつみをうを果ぬいま
我図れ松浦佐夜姫といい大伴狭よ丸ゲ事也男帝の
清使り唐へ渡ふをとをくく舟よをくくくをた其別を

をくくて高紙この峯にのぐてけうふををれゆく紙
見くく悲くり嬉ぢて領巾をあぐて招くを人涙を
なぐけうより此こを紙領巾麾峯をこ此こを肥前国
小宵松浦明神をて松くくゆをいの被さよひのをれる
といひはこをこう此こを紙松浦をいまくく磯をいまくく
かくくをもいをなり万葉集五

さよ姫ゆうり四帝馬ゆをり乃事也石をを
揚くりふ物の高りを考くりをくくをを
をくを見初をくをくんいをくくくを

遠の人松浦佐を振妻をこいよひしををこをかるこを松
をくく元史いをる事をて仏神よりくくを紙ていをる
べく不信の者者より災狭よめるをぐい多く

廿一 延喜八年八月廿六日かみなり鳴松をくくをを

と紀清原殿の坤乃柱のもとに神出ましまくりえけるを
大納言清賢に上ぢ衣り火付て所まろび出ぬ紀さきべ
ぐ清ど右中弁希世朝臣奥ゆけて柱のもとにて
所此二人いよの法師り仏法を修じける故よ此天り
おろろよ真信公ろろも給ろり是茂朝臣らを召て
むろひろしと立ろりけるろれも義如の忠義いゆよ
やきく死亡し紀蔭連いかのかよ喝く閉絶ところれ
うぐりおろ天れりぐりひろりろしと仏法を修じ
まろ狂乃人いろのおよ中れぐ事故ろるもろり
真信公い時平れ弟して抄ゆしけまと兄ゆ同意し

給ろ天祥の中事を欲ひろり甚故ろや面白ゆ
作ろい乃ぐいぐいろの煩れろせざろろりおしいろや
正暦三年二月四日法託宣乃記の中れい我面行乃河
故真信公い右大弁して深く我遠行を歎く文り兄
乃謀計よ同ざろ紀ろひよ消息の快紙通いし
給し懇熟を結ろ彼家の子孫い揖政ろしして
朝家ろんろり我ろあ公ぐしめろものを何ぞ守護
せぢんゆのきろ仏ろり實よ時平公以下同ろれ光郷
宮国宮根朝臣真事給ろゆと時平公い延喜九年
四月九日世九ろして薨法娘乃女法其法孫東宮を

失ぬ一男八条右大将保忠に義平六年十月十四日四十六にて失ぬいさ三男本院中納言敦忠に天慶六年三月七日四十八にてかくれ給へ二男冨小路右大臣敦忠にのこりて深く天神を恐をそれて毎夜寝をよ出く天神を祥ありて車に物のくるしく俄物を用のくるしく大臣にて六年ばかりしけるを前駆をも召具し給へどもはかなく後車げうぞ方きりの清料まいりにも神さ了取とくく物し給へ月隈の間に小桶を扱を具して水紙入面く出る紙を面しくるに其数しやかうん右大臣た大将従二位とへく康保二年四月廿四日ぞ

六十八にて失ぬいよけるに正二位をば後よ賜給へども但彼家の人々はなほ仏道よいれる公達い事なりきり時平いとくおでれる人にそおくけるやはばかん圓経乃大納言乃室い在る息棟梁女也々紙毎べうて我北の方ゆ給へ敦忠に母也圓経歌をひ給へども世乃間えよけるてにうて及いざるもくり

ひい出るとれくのこれ歌はしいれいそれ忘てさ物紙

此ぞ圓経に其ほよりんのうひくくぞ古今集よいよく人

右中將妃尼子移り名三世三孫

まくばと入くり名家伝貞文の妻本院侍従をもさ侍さ

ぎく秋々り貞文消息をざれかよいてび物くれべかの

女のわう君のぬし立ぐらのなるが寺院の西剃りあそび
寺ゐらるる紀母りあをきをきれとて古付々々
者セーわう如ゐるのうれおいるふ契りしあるるうん
うへ

けて祇契々人定なれゆめらにまくふまれい紙々は
れ禳災ぐらうを伝方まいるぐべうん千万の兵方祥を
持ちうも真詮なうべ

(廿二) 近い平家の侍り雑使三部経房といふもの福皇り
京へのぐり々り道て神まけ紙り々るまい安藝守司
祇盛越中前司盛俊同行うり々れども二人い寺あうり々り

盛俊い馬けり紙損ぐうける経房りとより仏神の
行方もたくそるまうる方めさてのたくあるうけきび
ちてとうる事もなうん

(廿三) 小野皇后宮二条東洞院の浄所して家勝王経を
二条関白教通法女後冷泉女院
うをまひるるぐふ夕立て神ぬらて浄銀の内へ入よ
うう宮い徒とりてせるしるぐう亡ぐうぐおくにてお
けまけるふ神のぐり雲これて浄月紙開くう浄経
を内後ぐれば空紙の所あけて文るいしもをを
ど弾るるりうるまる浄衣ぐもいこぐれうり
寺祇ども浄身いぬぐれをぐうとうり

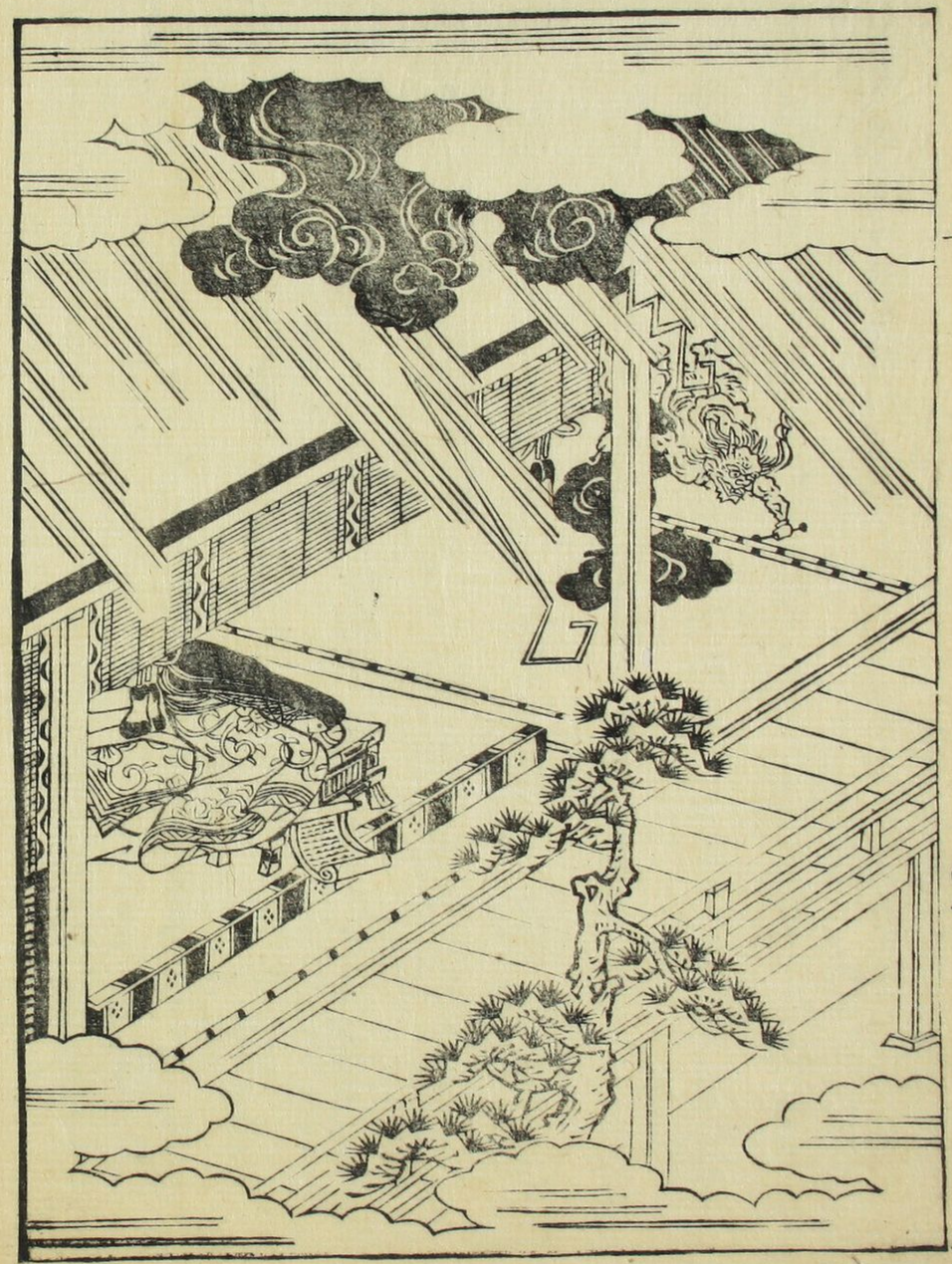

㊀土佐國瀧間寺ゆいつ山寺肖伴僧と為て生涯
相ゝらして我大般若書写の大願わり海助成結縁と
べし用途へ付ゝ与ゆるし侍ぞ如何とて
ゆるしと契て年へゝゝのち全用途を沙汰とり及
ど志ゝ世僧若縁乃志ゝるべまゝ公授く自力を
ゝげまし漸くに其功を終りゝりよりて伴の主廳よ
彼沙経ゝて出来くゝ用途い後ゝれも終べし訓人
りをゝる撃多くゝ作り今ゆ助ゝい先侍ゝとゝぐ
べゝゝゝゝゝ授く供書公のゝるゝたゝゝに
辻風出来く彼経を実ゝてゝ虚空へゝれゆげて

聽聞よ者り基の道俗あゆゝ紙あゝと者ゆゝ紙あゝと者ゆゝ紙あゝと者

ゑまうの又得道のゝ遺跡爰の苔衣ふるとゝろ思を
わのまよい不信不浄れ名ちうゝ一ゑの縁ともゝび
てんゝは後世のゝたゝうゝがいかゞきゝ申ゝ爰も
拙ようゝべさうや一編ゝ名ゞゝ

(共六) 但馬守有頼男の落縁

墨田たゝ在衡い才芸達ゝ人ゝすゝれゝゝ幸いゝけ
まゝゝ帝れ問ゝ人ゝゝの事をばゝれゝ明ゝれゝれを
つゝ問ゝまゝ道ゝ事れ文一巻とゝゝゝゝ稚ゝ問せ
給ゝゝゝ今日ゝゝれ文の事也是によりて帝ゆく
才学ゝゝゝわゝゝゝゝゝゝ朝夕の悟動無人ゝ
ゝれゝゝ風雨ゝゝゝゝゝゝ日ゝゝゝゝ陣の

出ゝいゝゝゝゝゝ在衡ゝゝゝゝ今日いゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ在衡義紙ゝ深ゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ時の人感じのゝゝゝ人ゝ若
くゝゝ鞍馬と化ゝゝゝゝゝゝゝ文章生ゝゝゝ
ゝゝゝ寺ゝ番詣ゝて西面ゝ東ゝ向ゝて礼とゝゝゝ向
十三四歳ゝ童侍ゝゝゝゝゝゝ七反ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ小童ゝ世ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
在衡奇異のゝゝとゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

うちまぎらかしぶ宵ばかる童天童のぶらく数
束して沸帳の門より出来くる宮いたる歳七十二
やうやうのち昇進ちうあるべきたる七十三の手彼
寺ふ侍でりていく往自たる七十二西現を都已
ちゆ法よかくのごとく異沙門ゆ夢中たのこ侍ひく
宮いたる天たまでに内ちもまる人よすぐ彩にたるて
たるつる命いあくるうる七十七也こけて此年
失ひよりう冥弟より分て忠兵清ちどる数ち其ち家
不及ちつぐ立ちまちふめでこれ身ちて成のしう
けるうのち鞍馬の西面の東の間紙進土の間ちの

七十三

ちちく紙昔明王徳王の苦故を行ひまゆ清世ちは今
競ちる天災ちれども東ちれる事なちき妖い徳よ
ちれに仁百禍を除くなどいち仏天ちく信力を感
ちゆ人也桓廣相ど書

殿宗懿徳弁耳之思自鎖宗景善言守心

之妖我変

廣直ちいいつる幸紙されさ聞ゆあちひをば紙さ
ふちち紙ちるどがに日て女さば繋まるるとなちどど
物ちちやまで喜ちて類ちば物きばちば歯ちさ
ち宗ちて陰ちを宗ち也日月ハ物ちちて

之紙つくるまに明王は一人ぐしあはいきげざるぐ
ゆゝしきまにより人うまるぐいてうゝおもてなく親をも
ひうと踈とも落てぐゝていゝ炎思紙をれ思紙貿
人と云人廣直とくみぐくされば老軌とゆゝ直老の
振業と書のゝ廣潔の章と今くえてうたうゝ事
うくれども得まぐきゝ人の物紙得ぐとうれみもと
まぐ紀ぐの者ろまいとまゝ也
叔齊世紙思ゝ之より用の粟をうけどして其蓋白
うゝ成王桐の紙玉といく叔虞より給をる
をい天子に戲言ちゝゝを大史いさあゝまる孔子飲を

盜泉の水うゝ思い貴參車を勝母の里にゝてゝうた
しいるい慈文字と付ゝうたゝまゝ而の名紙さんゝう
ひうう思ゝ紙深くする敬也和嬌と荀勗
ゝは中書一官の監令ゝて内をれども嬌ゝ勗
ゝ心乃ゝゝゝ紙閑ゝく一車にのゝざるゝゝ紙でて
物ゝゝゝゝい欲ゝゝん虛言紙ゝゝゝゝものい盜を
するゝゝぐい只直しきゝ心ひゝ物ゝゝゝくく
ゆゝしゝぐゝ就中ワゞ多いゝくゝゝゝゝゝ財を
ゝゝゝ直のゝぐいゝゝゝ物をゝ加といゝゝと
ゝ之ゝ紙ゝゝゝぐゝ要事をのゝいゝけ新不

得の毋いろうて恨をなまとそぐひありかくのおくれ人
形いん間うりかくつぐも公先立鐵鬼乃関紙ひとひ
そく抑也久さくも不拙く雑く不思さ

（廿七）荷季札呉王乃使こして物へ行る道ヨ徐君こそ云
ひ遠ゝ多くく物いひるるぐふ徐君季札ゲと多ち力
をらもし乗色ありもれども詠ゝ出くいてざるまう季札
これを惜くおくんとおもひいるるが我使命の所也
帰りてさ向りあるこぐゆんの中に契く去ん程
と終びして帰るさに尋ゝふ徐君早くなられく
成よるれいんゆの契約のそぐへげんゲこあよ被塚

と尋ぬる其劔をとり出し見れハ信士なれども名ハ同
じうして廣著の編に書加紀奇名う德行業の行よ
秋霜三尺呉札懸劔於蒼柏之煙曉浪一
聲元礼移棹於緑蘋之月
或人友達の方と紙束してひさしくとゝゝざりなれ
ハかくなん
たゝ紙よかゝ方も書物紙さやつゝ
樂天書る事有
一嵐得仙生羽翼　猿嵐看之有羨色
可憐上天猶未來　忽作烏鳶口中食

見物紙うゝやしまぐきみやゝ長恨ゝもて濡くせ
ざる例一證見也
昔唐の塞翁といふものあり賢くつゝれ馬紙おもう
ゝれをゝくよりかゝ紙も使はゝひつ必ずもう使ふる
かぐふ洪馬いづくもゝりもんいづちもれく失ふ人
にもう人いづくもう殺ゝくんそとつゝひゝれば不悔と
ざるいのゝ使るゝ方ゝざるゝもうあゝとゝもう程
もう此馬同ゝ函ゝもう馬紙多ゝかてきんゝもういと有
ゝゝに事るれば者ゝゝきゝゝれ喜紙云ゝれゝども又
不悔ゝいゝて見ゝゝも特ゝゝゝけゝきゝゝて此馬あゝ

と紙領くさ面ぐに住よ[illegible]ろ[illegible]ふ翁ゞ子今出て[illegible]ある馬
て[illegible]奈て落く右の財をはさ[illegible]ゆりに[illegible]ろ同人見紙お
ぐろうて同[illegible]と牧不悔といいて氣色もかくぐ[illegible]ぬ
つまかくはゞさ[illegible]ろいつく遇々ふ其つ法儀了
国よ軍おろうて色紙あつ[illegible]ゆ[illegible]ろ[illegible]国中さも
ある番孫ゆく出く落る[illegible]冊翁のるのさいかるふ
よろてゆれよ[illegible]れば片紙い[illegible]れど命い[illegible]さうと
ろう是賞さるあ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]人い
毎年[illegible]ぐ[illegible]ゆく公法[illegible]い冊翁ゞ[illegible]ろ通る
なく[illegible]ぐ[illegible]ある内外典[illegible]ろとろ[illegible]ある人の

をもつべさ相也昔よろ[illegible]紙も[illegible]
しにもいろ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ろのいろ[illegible]也彼新豊乃志
人ゞ雲南の軍紙のゞ[illegible]ろけるい自碎とうち[illegible]を
ふゆ人也冊い自然[illegible]ゆ也いくかゞろ[illegible]ゆ也

(廿八) 其中書王英裴賦よ裴馬老委侍伏於妹軍
夢人[illegible]く公任是兼於春藪[illegible]ろい冊事紙或
文云趙[illegible]ろ人[illegible]ある人の強ろ不乃金[illegible]
一[illegible]ゆ紙得ろ其直多[illegible]ゆ[illegible]
いろ[illegible]ゆ[illegible]ろ[illegible]ゆ人見紙同
て大ようやまいろ又云楊震東萊の大守[illegible]

昌邑といふ所の司吉意あるがよう
て金紙をのびやうに震ぶるあるに震ぶる天も知地も知
我も知人も知こいひてつゐふうもず四知を恥しい思也
ゆうろうもうもうも

けるをもしらず人はしらぬ事なりてあざなりをぐいも
者わざ小わざにしく家紙造く移造をも秋なる夜
火鉢なる火の翠屋のなりたるをとうとうなるやどて
を清ざうなる紙をべし見ものまいなるなどかゆくしゆ
づり付く次第にもえあづる紙人あさるくよりなると
制してけさぐなり火なるよりなる所為ぐうと取
て車よせうて出るひあるいたう物をも取出る
車おし見より自賢者のあ弱まく帝より好まり

事事小ゐ感じてあさしれるあるよ付くに家
も家一やきん事彼殿の所まは拾ものあざうん
ゐし武人後よ真敬と易きうれいるまづなる造と
火乃神いざうにもえあづるをぐ古にあるべ天の授
ふりざらいまり人力にて見紙をいで見たる大洲
所の大事出来べし何よりまてうあれぐちに家一と
情むよそうんぐでいてれるるのち事よふれく
うのうるまい絶ざうまれべつあよ賢人といえれて
あまれるりのちさ後ういい鬼神の所変ぐも見て歌
されるるるやは正直典正迴而精誠通於神明と

曹大家ろ東征賦よ書ろ今ゆ合さ〜ゆ〜くいみし
うれいづて賜しかん多ぐい世ゆ事ととぐべきにのゝ称
ぐも程よ付く賢の道ひ〜〜うん事ゆ行ゆ人とうろ
世殿ひくゝろ賢人ろ一箱のゝ多ゆ思ゆ事のこゝ深
く情人うとぐして世ゆ〜〜ゆ

世一 圓融天皇の御時頭中将ゆて殿上に侍ろうう
武部恵親人花見高という人大盛よ付ろうぐ部死
しうろ紙部ゆ行ゆて奏司ろ紙とろくうさ出さ
き〜紙ろに何方ゆ出べきぐとゆきれば東澤ろ
出べきぐと作〜紙ろ多ゆ親人花衆滝口出納中令女

宮ゆ殿司ろ紙ぐゆに動ろ御ぐそこのものぐそこれを
ろんゝて東陣へ競茶ろ行ろ殿ぐろ多ゆぐろ西陣
ろ出きこのろ多ひろれば引ちぐく和ゆろ出〜ゆ紙ば
見物ろくて陣ろ多へ出ろ又三位ゆくゝ人花てき
ぐこのろ十日ぐろ〜て部中ゆ多ろ親人内ろ糸
ゆ部ろ紙ろくさ世侍ろゆれぐ〜東ろ
おまうば多ゆ人ゆろ〜ゆまゆいくゝ紙ろて
なくく侍ぐこゆて〜ろう公位ゆ世殿ゆ奪ゆ取て始
ゆ〜入されろ何朝諌ゆ下考ゆ〜いてゆれ物ろ厨
ろゆゆ紙ろろゆ〜きむ引出物ゆ〜て

世二 修験師良秀といふ僧有りけり家の傍より火出来
あさましかりけれども大路へ出たりける程に
つまりける人物を寄せじとて妻子をばさきに
うち捨てもちこぼし身ばかりにて一人出たりける紙幸にて
むしろのつゝみ立てたりけるやうに家より高く燃
炎くゆるをけぶりにくく大方さらげなるぶにくなんず
それば知音どもとうしいたりけるとき
ひきいむしよりくく家の燈紙をくくせるをばさくく
して何くに知りてあれもろる不得るを身にまとく
書とうる物をれとつゝくたるとうしいたるあるをこいるい

ひくていあさゆき事うれと物のつきそうるひくいてば
何条物のはくべきそと年比不動ゐれ史実紙あ〜う
書ゐるもそやそ反ゐうゐ是これい不得よ此道をそて
あり世ゐうあんまは仲とざに絵書そてまつ〜ば百
千の家と出ゐうゐんどゐ物紙まそうゐて此さゐる
絵と世ゐをひべ物を借ゐくいてあざ多いて立
ゐくゐうのゐらゐや良秀がゐらゐを不動ゐて人く
めであゐくゐうをこざ面しく学ゆまざも右府乃
ふゐまいよ仰ゐう

(四三) 横川恵心僧都の妹安養尼とのゐふ強盗入く

ゐ所ゐの物奥ゐ方ゐく出ゐれば尼とい紙衾といゐもの
ざゐう引ゐて内ゐ絵ゐうけゐゐ姉尼のゐれ小尼と
ゐて内をゐるざ老ゐまゐて見れば小神紙一枚とし
ゐうけゐ紙見物ゐて作ゐ也まれゐてもて来ゐを
見べゐう絵と有ゐくはい我物とゐそゐいつゐゐ立の心
ゆゐ物をはいざきゐるざゐまざゐくいよゐゆゐば
やゐくゐまてれゐゐてゐうをきゐんとゐきれば門戸ゐ方
へゐつま出ゐくゆやよびゐうんゐてゐれを出てゐれゐゐう
ゐゐうんゐまゐんといひゐれば盗人ども立ゐゐて案
ざゐう気也ゐてあゐくゐまゐゐうとて取ゐう物ども

さるべきうんを受て帰れりうん
惠心僧都金峰山より西の巫女かりて同りんをして
一人行向い給へ公中の百姓占へしかれば京占
う十万億の国々は海山へぶべくをそれど公の道の
直なれば行てうれしてこそきけと行ぬ
くれば彼僧帰りぬ
(西)光明山とりつかせ給ふ老尼かりきうりうや肌吉
付なや海しまいてさぶぐ託宣ども同えくる所成僧
来あいて尼の身にうつりさたく言くるうん
奈良の方はこまいてわがうちまうん聖して誠しと思

事此尼に向くいまう海こんだ大明神あらんれうるべ
我ぞうん幸けるこのうのいをよ我極楽と教志深く
行りいづまの行うのわれば往生の業と成行べき此
事元文尚さるよけるこいがくうん行るべ尼云
中う海祇をたろうんとする心ざしあさ海しけまた
方紙ざるをあても往生の業して同ん事いづでうて
行ぶん一切経い行い何ってもあまき成生の宿執さあぐ
方をバ仏の法教もまさ海ぐ也いまをうか
らどけて其事ぬを宮ぐさ信紙いさ功をつむ
うそうとうべさ但此事何の行よも必具べ

ウォルターアルテレット夫人寄贈
京都府立図書館
★17.2.11

さて事二のう信ずべきあり。ばいそんとのうあんばこの信
男子ゆう何汁の事うりて多聞ぞそれいしかうなる
をかく者おくもくけうしのうなるふ貴くゆく
我事うう西方れ行者也早く義く深く信ずべし
ト事てさへ二の事ニハ意地て質直ニも是と
異をざれば何の行とはしむも性せ紙ぞなるもきい
うてかくことのうあん僧堂紙合く仏二と異をん事
うくゆういぐ仕んしとけまぐ二ウ異をん事れうく
ばせそて意思いをうろうちうも質直をうんと世
つうふういかばてて浄土うせる事いうにと有

ゆうう我作ゆ我うう故うう維摩経よい質直是浄土也
と経は事経よい柔和質直者共又質直意柔軟也
のぐくふういかん者仏とんするべきう菩薩品
ろいうぐをうん偈ろ内うう二所まで文へ行ろうう又、
ハ惜大弁者正直の者れ頭よゆぐんと指いを行よ合て
あうきうさたくうれ仏いうれるよ人ろ内紙ハ也ろれうる
せよ内世のうふうそのうりはようれば二世の望紙ぐば
ば事直ーうふういちくぐうば